**住宅宿泊事業の届出前の確認事項【提出用】**

|  |
| --- |
| ●尼崎市では住宅宿泊事業法第１８条に基づき条例を制定し、制限区域を設けています。●住宅宿泊事業を営もうとする住宅が、**制限区域内にないかどうか**をご確認ください。●地域との調和を図った円滑な事業の実施のため、住宅宿泊事業を営もうとする住宅の近隣住民に対し、書面にて事前周知を行い、事業に対する不安を払拭するよう努めてください。 |

**○　届出前の確認事項（右記のいずれかに確認の☑を入れてください。）**

|  |  |
| --- | --- |
| ・　届出住宅は、住居専用地域に該当しません。 | ・・・□はい　□いいえ |
| ・　届出住宅は、学校教育施設等周辺１００ｍ以内の制限区域に該当しません。 | ・・・□はい　□いいえ |
| ・　近隣住民に対して、事業内容の事前周知を行いました。 | ・・・□はい　□いいえ |

上記内容に間違いがないことを確認しました。

　　　　年　　　　月　　　　日

　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は商号及び代表者氏名）